

受 理 番 号	陳 情 第 2 号	件 名	選択的夫婦別姓制度の法制化を求める国への意見書の提出を求める陳情
受理年月日	6. 2. 7		
陳 情 者			

【陳情要旨】

1. 選択的夫婦別姓の導入を国に求めること

【陳情理由】

選択的夫婦別姓は、夫婦別姓、夫婦同姓を選ぶ方の双方に対して権利を保障し、国民それぞれの思いを叶える制度です。現行の民法では、夫婦別姓での婚姻が認められないため、望まぬ改姓、事実婚、通称使用などによる不利益・不都合を強いられています。夫婦同姓を強制している国は、日本以外にはなく、両性の平等と基本的人権を掲げた憲法に反します。

また、国連女性差別撤廃委員会をはじめとする国連や国際機関も日本政府に対し、民法の差別的規定の廃止を繰り返し勧告しています。

法制審議会は、1996 年に選択的夫婦別姓の導入などを含む民法改正の要綱を答申しました。2021 年 6 月 23 日に示された最高裁判所決定では、夫婦の姓についての制度のあり方について「国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない」と示しています。

2024 年 1 月までに 400 近い全国の地方議会から、国または関係行政庁に対して、選択的夫婦別姓制度の導入、またはこれについての国会審議の促進を求める意見書が次々と上がっています。

多様性を認める社会の実現が求められている今、男女共同参画、基本的人権の尊重の観点から、社会の変化や最高裁判所の判断の趣旨も踏まえ、国会及び政府の責務として制度のあり方を議論し、若い世代が将来に希望の持てる社会の実現に向けて一日も早い対応が求められます。よって上記のとおり陳情します。